

新しい国保の保険証は届きましたか

4月1日からご利用いただく国保の保険証（カード）を「簡易書留」で郵送しました。

配達日にご不在だった場合は、郵便局で保管されています。まだお手元に届いていない方は、お近くの郵便局にご確認ください。なお、4月中頃からは、お近くの支所（新旭地域の方は市役所保険年金課）でお預かりしますので、各支所または保険年金課へご連絡をお願いします。保険証がお手元に届きましたら、必ず記載内容をご確認ください。

お済みですか？ 就職・退職での 国保・年金の手続き

就職や退職に伴い、保険証や年金の変更手続きが必要になります。

現在、国民健康保険・国民年金に加入されている方が、就職などで新たに社会保険に加入される場合や、退職などで社会保険の資格を喪失し、新たに国民健康保険・国民年金に加入される場合は、各支所または保険年金課で手続きをしてください。

ご存知ですか？ 学生納付特例制度！

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。

▼承認期間 原則4月～翌年3月

▼対象 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方

▼申請 市役所保険年金課または最寄りの支所窓口
※申請には、学生証が必要です。

▼その他

- ・平成21年度に学生納付特例が承認された方であっても、平成22年度に引き続き学生納付特例を希望される場合は申請手続きが必要です。
- ・「老齢基礎年金」の年金額には反映しません。
- ・承認された期間は、10年以内であれば遡って納付（追納）することができます。追納されるとその期間は保険料納付済期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された翌年度から起算して3年度目からは当時の保険料に加算額がつきます。

平成22年度の 国民年金保険料は 月額15,100円です！

国民年金の保険料額が見直され、平成22年4月から平成23年3月までの保険料は月額15,100円になりました。

＜お得な早割り制度＞

毎月の保険料の納付を、口座振替の早割制度（当月末振替）にされると、保険料が月々50円の割引になりお得です。手続きは口座振替を希望される郵便局・金融機関、または大津年金事務所国民年金課まで。

＜前納ならさらにお得！＞

また、平成22年4月分から平成23年3月分までの保険料を、納付書でまとめて納付（前納）されると、保険料が3,220円の割引となり、大変お得です。納期限は平成22年4月30日（金）です。お手元に納付書がない場合は、大津年金事務所（☎077-521-1789）へご連絡ください。

今年度の年金額は昨年度と同額です！

平成22年度の年金額は次のとおりです。

- 【老齢基礎年金】
満額 792,100円／年
- 【障害基礎年金】
1級 990,100円／年
2級 792,100円／年
- 【遺族基礎年金】
基本額 792,100円／年
※子ひとりの加算額 227,900円／年

平成22・23年度の

後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

●平成22・23年度の保険料率（年額）

区 分	保 険 料 率	
	改 定 前 （平成20・21年度）	改 定 後 （平成22・23年度）
均 等 割 額	38,175円	38,645円
所 得 割 率	6.85%	7.18%

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×所得割率



例えば年金収入のみ1人世帯の場合

（1年間の保険料）

年 金 収 入	20・21年度	22・23年度	引き上げ額
公的年金80万円までの方 （均等割9割軽減、所得割なし）	3,817円	3,864円	47円
公的年金153万円までの方 （均等割8.5割軽減、所得割なし）	5,726円	5,796円	70円
公的年金200万円の方 （均等割2割軽減、所得割5割軽減）	46,637円	47,789円	1,152円

保険料が軽減される場合

平成21年度に引き続き、下記のとおり保険料が軽減されます。

【所得の低い方の軽減】

- 世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、均等割額が世帯の所得水準に応じて「**9割・8.5割・5割・2割**」のいずれかの割合で軽減されます
- 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

【職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減】

- 保険に加入した日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった方は、均等割額が**9割**軽減され、所得割額は免除されます。
- ※市町村国保または建設国保・医師国保等の国保組合の家族であった方は、この軽減措置の対象外です。

特別徴収の方（年金からのお支払い）

- 新しい保険料は、平成22年10月の年金からのお支払い分より適用されます。
- 平成22年4、6、8月の年金からのお支払いいただく保険料の額は、現在と同額です。
- ※一部、変更となる方もおられます。
- 平成22年7月頃に、新しい保険料の額を、被保険者の皆様に郵便にてお知らせいたします。

普通徴収の方（納付書や口座振替でのお支払い）

- 新しい保険料は、平成22年7月のお支払い分より適用されます。
- 平成22年7月頃に、新しい保険料の額を、被保険者の皆様に郵便にてお知らせいたします。

岡滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎077（522）3013

このコーナーに関するお問い合わせは、保険年金課まで ☎(25)8137